

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜県吉城郡国府町

2. 構造改革特別区域の名称

国府町生き生き農業特区

3. 構造改革特別区域の範囲

国府町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 国府町の概要

国府町は岐阜県の北部に位置し、総面積 89.05 k m²、東西 18km、南北 8km、標高 502m ~ 1,336m で、穏やかな山に囲まれた農山村であり、平坦地から山間地に耕地と集落が開けて盆地上の形状をなしている。また、過去 3 カ年の平均気温は 11.3 、平均降水量 1,554 mm、平均降雪量 367 cm と積雪寒冷地である。

本町の人口は、平成 15 年現在で 8,100 人余りであり、高山市のベッドタウン的な要素もあって、若干ではあるが増加の傾向にある。また、産業別就業人口の構成割合では、昭和 50 年までは第 1 次産業から第 3 次産業まで概ね 30% 前後で均等であったが、農業を中心とする第 1 次産業が年々減少し、第 2 次、第 3 次産業の就業人口が増加している。

(2) 国府町の農業の現状

本町の基幹産業である農業は、全水田面積(519ha)の 60% にあたる 311ha で水稻が作付けされている。また、夏季の冷涼な気象条件のもとで、水田農業経営確立対策の転作政策と相まって、高冷地野菜の生産拡大がなされており、生産額も米を上回っている。ほうれんそう、夏秋トマトなどのハウス野菜を中心にグリーンピース、キュウリなどの路地野菜も生産されている。また、畜産についてはブランド牛「飛驒牛」の産地として堅実に推移している。

しかしながら、耕地面積は宅地化などの転用により年々減少し、平成 7 年の 784 ha から平成 14 年は 745ha と 39ha 減少した。また、一戸あたりの平均耕地面積は 0.86 ha と零細である。

一方、米価の下落と生産調整の拡大により、農業粗生産額は、平成7年の1,998百万円から平成14年は1,796百万円と202百万円減少した。

(3) 農家の高齢化と減少

本町農家の状況は、戸数、農業就業人口とも減少傾向にある。販売農家戸数は、平成7年の711戸から平成12年は591戸と120戸減少し、うち農業専従者のいない農家戸数は76%にのぼる。

また、農業就業人口も、平成7年の1,080人から平成12年は896人と184人減少している。さらに、平成12年の農業就業人口のうち60歳以上の割合は66.2%を占め、75歳以上の割合も20.9%を占めている。農家の高齢化と減少傾向は年々深刻な状況となっている。

(4) 遊休農地の状況

本町では農家の高齢化と減少、後継者不足および農畜産物価格の低迷などにより遊休農地は年々拡大し、平成15年現在27haの遊休農地がある。さらに近い将来、山裾地域を中心に遊休農地が拡大する可能性が高い。

遊休農地の拡大は、雑草の繁茂や病害虫を発生させるだけでなく、本町のような山間地においては、豪雨時の土砂災害の発生など地域農業に悪影響を及ぼす危険性がある。

したがって、農家の高齢化と担い手不足・後継者不足および遊休農地の拡大が、本町農業生産にとって緊急かつ重要な課題となっている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

積雪寒冷の山間地域という地理的、自然条件の農業生産上の制約および米価の下落と生産調整の拡大、農畜産物価格の低迷などにより、一戸あたりの生産農業所得は、平成7年の1,173千円から平成14年は905千円と大幅に減少し、農業経営は大変厳しい状況にある。

今後は、生産農業所得の増大のために遊休農地を活用した特産品の生産拡大や高付加価値作物の生産振興に取り組む必要があるが、農家の高齢化と担い手不足・後継者不足の現状では、農家だけの解決が困難である。

そのため、特に遊休農地が多く、かつ今後も拡大が危惧される山裾地域の川西地区を中心に、構造改革特別区域の申請による特定事業により、農業生産法人以外の特定法人による農業参入を図り、不足している農業労働力を確保するとともに、遊休農地を活用した特産品の生産拡大や寒冷山間地域に適した高付加価値作物の生産振興の取り組みを行うこととする。このことは、新たな担い手の確保と遊休農地の有効活用につながり、地域農業および地域経済振興としての取り組みの意義は大きい。

また、この特定事業の導入は、停滞した地域農業の活性化と農業所得の向上につながるものであり、将来的には全国的な構造改革へと波及し得るものと期待される。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本町農業の課題は、積雪寒冷の山間地域という地理的、自然条件の農業生産上の制約および米価の下落と生産調整の拡大、農畜産物価格の低迷による生産農業所得の大幅な減少、農家の高齢化と担い手・後継者不足および遊休農地の拡大にある。

本町農業の課題への対応として、特定事業の「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」および関連事業である農畜産物直売所などの地産地消の取り組み、グリーン・ツーリズム事業などの取り組みを強化するものとする。

具体的には、次の目標を設定する。

- ア．農業生産法人以外の特定法人による農業参入を図り、不足している農業労働力を確保するとともに、遊休農地を活用した特産品の生産拡大や寒冷山間地域に適した高付加価値作物の生産振興の取り組みを行う。また、山裾の急斜面の遊休農地を解消することにより、洪水や土砂災害の防止にもつながり、農地の多面的機能の維持が図られる。
- イ．近年、消費者の食の「安全・安心」志向が高まっており、このため本町直営の農産物直売所（特選館「あじか」）において、地元農畜産物の販売や遊休農地を活用して栽培された特産品や寒冷山間地域に適した高付加価値作物を販売し、地産地消の取り組みを行う。
- ウ．本町農業振興方策の一つとして、従来から取り組んでいるグリーンツーリズム事業において、都市住民を対象とした遊休農地を活用した農業体験などを新たに位置づけ、取り組む。
- エ．農業生産法人以外の特定法人による農業参入は、不足している農業労働力を確保できるだけでなく、農繁期には農家をパート雇用することで新たな雇用の創出となる。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 遊休農地の解消効果

特定法人による農業参入を図り、不足している農業労働力を確保することにより遊休農地を解消することができる。現在、遊休農地が多く、今後も拡大が危惧される山裾地帯の川西地区を中心に、特定法人に農業参入を認め、自己保全管理地等現在不耕作地となっている農地約 27ha を今後の 5 年間で 10ha 耕作する。それにより、山裾の急斜面の遊休農地を解消することができ、洪水や土砂災害の防止にもつながり農地の多面的機能の維持も図ることができる。

(2) 寒冷山間地域に適した新たな高付加価値作物の産地形成と農業粗生産額の向上効果

農業生産法人以外の特定法人による農業参入を図り、不足している農業労働力を確保するとともに、遊休農地を活用した特産品の生産拡大や寒冷山間地域に適した新たな高付加価値作物の生産振興の取り組みを行うこととしている。特に寒冷山間地域に適した新たな高付加価値作物の生産については、遊休農地の解消につながるばかりではなく、今後本町の特産品として産地形成できる効果が期待できる。このことにより、平成 14 年度の本町農業粗生産額 1,796 百万円であるが平成 20 年には年間 19 百万円程度の向上が期待できる。

(3) 新規雇用の創出効果

特定法人による農業参入により、農繁期には農家をパート雇用することで新たな雇用の創出効果が期待できる。5 年後には 15 人程度の新規雇用が見込める。

(4) 都市住民との交流拡大による農畜産物の販売向上効果

県立自然公園宇津江四十八滝のキャンプ場などを活用した自然体験や、国宝安国寺経蔵などの歴史文化財、地元農産物・加工品を直売する特選館「あじか」など都市住民を対象としてグリーンツーリズムに取り組んでおり、平成 14 年度からは農業小学校を開校し、農業農村の体験の場として農村の交流に繋げる取組を行っている。今後更に都市住民の交流が拡大し、平成 15 年現在の入り込み客数 340 千人から 390 千人と増加を見込んでいいる。また、地元農畜産物の販売も平成 13 年が 30,000 千円、平成 14 年 44,500 千円、平成 15 年 56,670 千円と増加してきており、平成 20 年には 100,000 千円程度にまで向上するものと予測している。

8 . 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農地流動化促進事業の実施

本町農業における担い手の状況は、農家戸数がここ 5 年間で 120 戸減少し、平成 12 年の農業就業人口のうち 60 歳以上の割合は 66.2% を占め、75 歳以上の割合も 20.9% を占めるなど、農家の高齢化と減少傾向は年々深刻な状況となっており、遊休農地の拡大の大きな要因となっている。このまま放置すれば、さらに遊休農地の拡大を招き、本町農業生産基盤の崩壊につながる危惧がある。

本町では、零細農家や兼業農家の農地を、農業生産法人、認定農業者な

どの担い手に利用集積し、遊休農地の拡大を防止している。今後とも農業委員会、農協等の関係機関と連携し、農地の流動化に取り組むこととする。

(2) グリーン・ツーリズム事業の実施

構造改革特別区域における遊休農地を活用した特産品や新たな高付加価値作物の生産事業と都市住民を対象とした遊休農地を活用した農業体験などのグリーン・ツーリズム事業との連携を図り、本町の地域経済効果をもたらすよう取り組む。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1. 特定事業の名称

(1001) 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

国府町又は農地保有合理化法人

国府町において農業を行おうとする農業生産法人以外の法人

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4. 特定事業の内容

構造改革特別区域の申請による特定事業により、農業生産法人以外の特定法人による農業参入を図り、不足している農業労働力を確保するとともに、遊休農地を活用した特産品の生産拡大や寒冷山間地域に適した高付加価値作物の生産振興の取り組みを行う。

特定事業は、実施主体である国府町又は農地保有合理化法人が遊休農地等の所有者から借用した農地を特定事業により農業参入する特定法人(その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するもの)に対して賃貸する。その際、事業の円滑な実施と管内の農業生産との調整、認定農家等の育成施策との整合性を図るために、構造改革特別区域法にもとづき農地賃借の協定を締結する。

5. 当該規制の特例措置の内容

本町の耕地面積は宅地化などの転用により年々減少し、平成7年の784haから平成14年は745haと39ha減少した。また、一戸あたりの平均耕地面積は0.86haと零細である。

一方、米価の下落と生産調整の拡大により、農業粗生産額は、平成7年の1,998百万円から平成14年は1,796百万円と202百万円減少した。

また、本町農業の農家の状況は、戸数、農業就業人口とも減少傾向にある。販売農家戸数は、平成7年の711戸から平成12年は591戸と120戸減少している。また、農業就業人口も、平成7年の1,080人から平成12年は896人と184人減少している。さらに、平成12年の農業就業人口のうち60歳以上の割合は66.2%を占め、75歳以上の割合も20.9%を占めている。

したがって、本町では農家の高齢化と減少、後継者不足および農畜産物価格の低迷などにより遊休農地は年々拡大し、平成7年には18.9ha、平成12年に

は 24.0ha、平成 15 年現在 27.0ha の遊休農地がある。さらに近い将来、山裾地域を中心に遊休農地が拡大する可能性が高い。

認定農業者などの担い手への農地集積についても、認定農業者 33 名の内、そ菜や花き、果樹、畜産等土地集約的農家が 29 名を占め、土地集積型農業である水稲中心の担い手農家が 4 戸（2 農事組合法人と 2 個人）と少ない。平成 15 年現在その 4 戸の農家に町内水田の 30%にあたる 157ha が集積されているものの、遊休農地まで対応しきれていない状況にある。

積雪寒冷の山間地域という地理的、自然条件の農業生産上の制約および米価の下落と生産調整の拡大、農畜産物価格の低迷などにより、一戸あたりの生産農業所得は、平成 7 年の 1,173 千円から平成 14 年は 905 千円と大幅に減少し、農業経営は大変厳しい状況にある。

今後は、生産農業所得の増大のために遊休農地を活用した特産品の生産拡大や寒冷山間地域に適した高付加価値作物の生産振興に取り組む必要があるが、農家の高齢化と担い手不足・後継者不足の現状では、農家だけの解決が困難である。

また、特定法人の農業参入は、不足している農業労働力を確保できるだけでなく、農繁期には農家をパート雇用することで新たな雇用の創出となる。

そのため、特に遊休農地が多く、かつ今後も拡大が危惧される山裾地域の川西地区を中心に、構造改革特別区域の申請による特定事業により、農業生産法人以外の特定法人による農業参入を図り、不足している農業労働力を確保するとともに、遊休農地を活用した特産品の生産拡大や寒冷山間地域に適した高付加価値作物の生産振興の取り組みを行うこととする。